

被保険者・被扶養者の皆様へ

大同特殊鋼健康保険組合

令和8年度

# 「健康保険 被扶養者資格確認調査」を 今年度も **WEBで** 実施いたします

まずは概要をチェック!

## 社会保障・税番号制度の 情報連携を活用して一次審査を実施します

日頃から大同特殊鋼健康保険組合の運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当健康保険組合では、健康保険法施行規則第五十条および厚生労働省の通知・指導に基づき、毎年度「被扶養者資格確認調査」を実施しています。この調査は、すでに被扶養者となっている方が引き続きその資格を満たしているかを確認させていただくものです。

今年度も、当健康保険組合に加入している被扶養者の方**全員**を対象とし、**社会保障・税番号制度の情報連携を活用**して実施いたします。情報連携から得た所得情報や世帯状況で追加書類が必要となる方には、**9月頃に改めてお知らせいたします。**

一次審査は大同健保がやってくれるんだって!  
9月にお知らせが届かなければ  
「認定」ということだから、WEB(二次)審査について  
ぼくたちは何もなくていいんだね!



### 【情報連携の安全性とメリット】

社会保障・税番号制度は、デジタル社会の基盤として国民の利便性向上と行政の効率化のために政府によって進められているもので、より公平・公正な社会を実現するためのインフラとされています。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」に基づく専用のネットワークシステムを用いて健康保険組合が行政機関等に必要な情報を照会させていただくため、安全性を保ちつつ、みなさまの書類取得における負担を軽減することができます。



### 被扶養者として認められるには?

被保険者から見て次の「親族の範囲」にあり、かつ収入・同居等の要件を満たすことが必要です。

- **親族の範囲** …… 被保険者からみて直系尊属、配偶者(内縁関係含む)、子、孫、兄弟姉妹、3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子。
- **被扶養者の収入** …… 次の①②の両方を満たすこと。

#### ①被扶養者の年間収入

60歳未満 …… **130万円未満\***  
60歳以上・障害年金受給者 … **180万円未満**

\*令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)は150万円未満。

年間収入: 給与・年金・事業収入・雇用保険給付金、不動産収入・利子・配当・雑収入その他継続性のあるすべての収入。

#### ②被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が**同居**の場合 … 被扶養者の年間収入が被保険者の**1/2未満**

被保険者と被扶養者が**別居**の場合 … 被扶養者の年間収入が被保険者からの**送金額未満**

- ◆ 被扶養者が認定要件を満たさない場合は、本調査と別に会社経由で扶養減員手続きが必要です。
- ◆ 被扶養者が厚生労働省の発表した「年収の壁・支援強化パッケージ」に合致する場合は、別途調査を実施します。

他、認定要件の詳細は大同健保ホームページ「すまいるケンポ」からご確認くださいませ。➡



## 「令和8年度 被扶養者資格確認調査 WEB審査」の概要

社会保障・税番号制度の情報連携を活用した一次審査の結果、十分な情報を得られなかった方などをWEB審査(二次審査)の対象とさせていただきます。調査対象となった場合は、被保険者の登録住所宛にご案内をお送りいたしますので、期限までに必ずご回答ください。

### WEB(二次)審査の対象となる方 一次審査の状況が次のいずれかに当てはまる方

- 所得情報が確認できなかった方
- 世帯状況が別居・不明の方
- 給与を含む総収入額が120万円以上(60歳以上は170万円以上)の方
- 被保険者収入の2分の1以上の収入がある方
- 事業所得や雑所得がある方
- 共同扶養確認の対象となる方

対象となる被扶養者がいる家庭にだけ案内が届くのね!



調査開始

令和8年9月頃

専用ページオープンします!

回答方法

大同健保ホームページ「すまいるケンポ」  
「MY HEALTH WEB」の  
専用ページから設問に回答し、  
必要書類をアップロードする

WEB回答の事前準備はOKですか?  
「MY HEALTH WEB」にログイン＆  
「セキュリティコード」の発行をお忘れなく!  
セキュリティコードの初回発行は郵送のため、  
ゆとりをもって申請ください。

被保険者の方の専用ページからのみ回答できます



## 個人番号(マイナンバー)の取り扱いについて

### 1 健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」です

健康保険組合は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」第二条第12項に定められた個人番号利用事務実施者です。番号法別表第一や条例で定める行政事務の範囲内で、資格確認を目的として個人番号を使用します。

### 2 個人番号を使用して取得する情報

令和7年中の所得証明書の情報と、世帯番号による同居状況を確認します。情報連携のエラー等により所得情報や世帯状況が確認できない方は二次審査の対象となります。二次審査時、必要書類の欄に「所得証明書」「住民票」等と記載された方は、お住まいの市区町村窓口で取得し、ご提出ください。

### 3 一次審査により追加の確認が必要であると判断された場合

情報連携で得た所得情報や世帯状況で追加書類が必要となる場合があります。

- 例) 営業所得が確認された方: 確定申告書類一式  
被保険者と別世帯であることが確認された方: 送金証拠書類  
年間収入が125万円以上の方: 直近の雇用契約書

### 4 情報漏洩に対する対策

情報連携では、個人番号を直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し、芋づる式に情報が漏洩することを防止するなどさまざまな対策を講じています。

### 5 個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

当健康保険組合は、個人情報保護の取り組みについての基本方針と個人情報の利用目的をホームページにて公表しています([https://www.daidokenpo.jp/intro\\_index/privacy](https://www.daidokenpo.jp/intro_index/privacy))。委託にあたっては、委託先「株式会社 法研」に対し適切な管理および監査を行います。

お問い合わせ

▼「MY HEALTH WEB」へのアクセス方法・セキュリティコード発行については

MY HEALTH WEBヘルプデスク

TEL 03-5213-4467 9:00~17:00(土日祝除く)

△こちらはMY HEALTH WEBに関するお問い合わせ専用番号です。被扶養者資格確認調査に関するお問い合わせには回答いたしかねます。調査に関するご質問等がございましたら、9月にWEB(二次)審査対象となった方へお送りするご案内に掲載された専用番号をご利用ください。

▼調査全般については

大同特殊鋼健康保険組合

お問い合わせは  
こちらの  
フォームから



被扶養者  
資格確認調査  
について

